

参考資料(案)

平成〇〇年〇月〇日付保国発〇〇〇〇第〇号「国民健康保険保険者の赤字解消・削減計画の策定等について(案)」参考資料(案)より抜粋

赤字解消・削減計画の策定（通知の概要）

【通知の位置づけ】

○都道府県は、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、国保運営方針を定めることとされ（法第82条の2）、国保運営方針策定要領（平成28年4月）において、財政収支の改善等について検討を行うとともに、赤字の要因分析を踏まえ市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めることとしている。

※国保運営方針に全体的な方向性を定め、市町村毎の取組を別に定めることも可能

○「国民健康保険保険者の赤字解消・削減計画の策定等について」（平成29年12月 日保国発 第 号）は、国保運営方針とは別に計画を定める場合の細則を定めるものである。

※本通知に伴い、昭和46年通知は廃止する。

【計画の策定】

○市町村ごとの赤字の解消・削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組が**国保運営方針に記載されている場合は、改めての赤字解消・削減計画の作成は必要ない。**

○国保運営方針に記載されていない場合は、都道府県は、本通知に基づき赤字を有する市町村に対し、赤字解消・削減計画の作成及び提出を求め、赤字市町村は、赤字の解消・削減に向けた基本方針、目標設定、実効性のある取組等について都道府県と協議を行ったうえで、計画を定める。また、**都道府県は、市町村ごとの具体的な赤字解消・削減計画をとりまとめて、その内容を総括して計画を策定する。**

【計画期間・提出期限】

○計画の第1年次は平成30年度以降とし、原則として6年以内の計画を作成。

○市町村から都道府県への計画の提出期限は3月末、都道府県から厚生労働省（地方厚生局）への計画の報告期限は、次年度4月末とする。計画にかかる実施状況の報告は毎年度9月末とする。

平成30年度以降、計画的に解消・削減すべき赤字の定義

平成22年度

平成30年度

赤字解消計画による取組

広域化等支援方針による取組

国保運営方針による取組

従来の定義

新定義

繰上充用金

繰上充用金

新規増加分

赤字補填分の
一般会計繰入

負担抑制分
(黒字分)

決算補填
等目的の
一般会計繰入

繰上充用金
(新規増加分)

平成30年度以降、国保運営方針のもと、市町村が計画的に解消・削減すべき赤字は、「**決算補填等目的の法定外一般会計繰入金**」と「**繰上充用金の新規増加分**」とする。

平成30年度以降、国保運営方針のもと、市町村が計画的に解消・削減すべき赤字

※赤字の定義変更により対象市町村数は増加する見込みのため、公表する場合には、従前の定義による対象市町村数も併せて公表することとし、新定義との違いを区別する。

繰上充用金
(累積分)

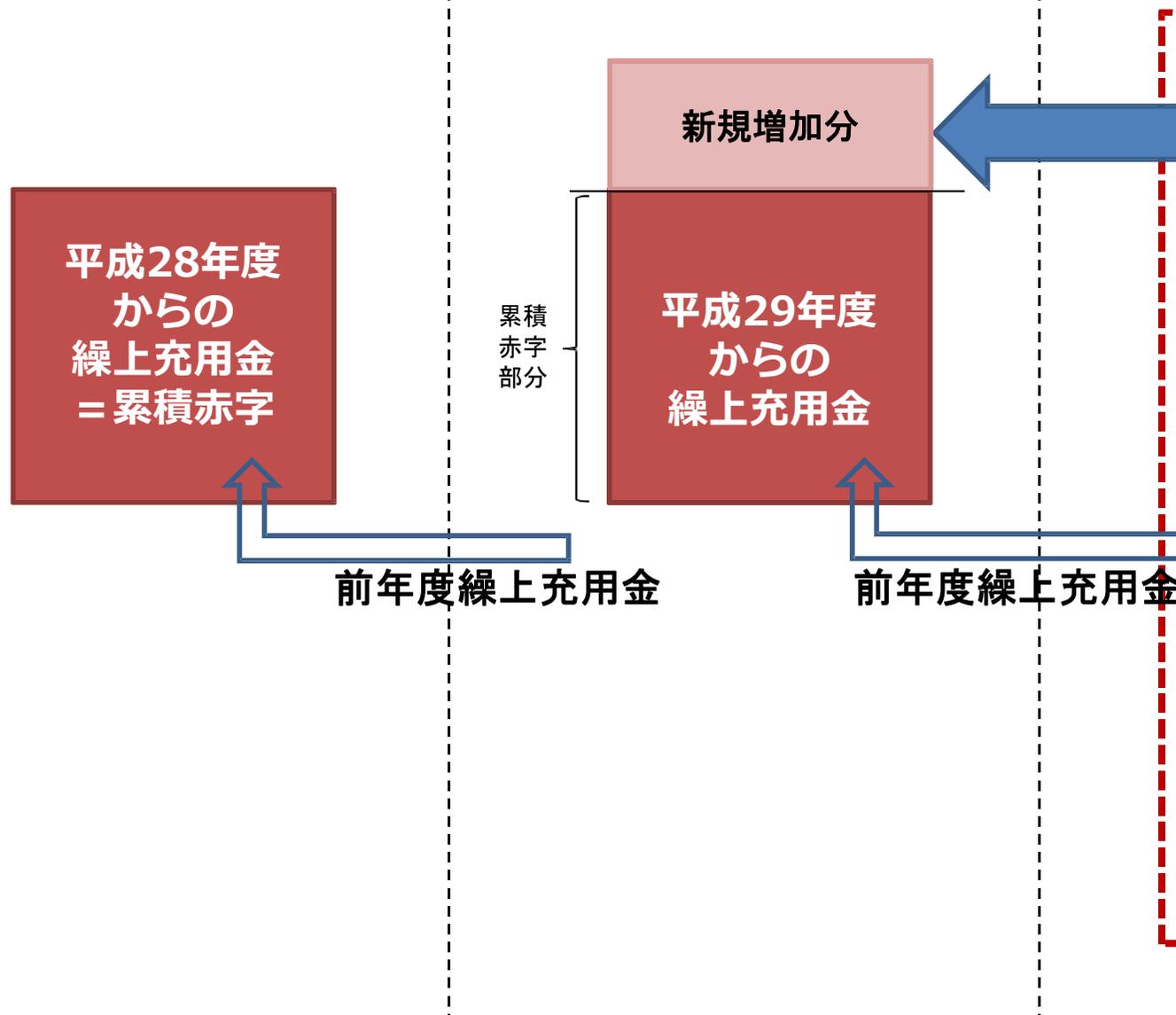
平成30年度以降、市町村が地域の実情に応じて可能な限り計画的に解消・削減

解消・削減すべき赤字「繰上充用金の新規増加分」の定義

平成27年度決算

平成28年度決算

平成30年度以後



○繰上充用金の新規増加分とは、平成27年度決算において平成28年度からの繰上充用金額と比較して、平成28年度以降に増加した繰上充用金額とする。

○累積赤字とは、「平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用金相当額」である。

すなわち、平成28年度以降の新規増加分を除く前年度繰上充用金相当額であり、平成28年度決算においては繰上充用金額の新規増加分を除く部分は累積赤字である。

赤字解消・削減計画の例

- 下記の例では、毎年10億円ずつ赤字(繰上充用)が発生する財政構造を想定している。
- 赤字解消・削減計画を策定し、計画の第1段階として、2年後の平成31年度には新たな赤字が発生しない財政構造を構築する (=段階的な保険料率の引上げ)。
- 赤字の発生構造が解消される平成31年度までの間に新規増加分の赤字が累積するため、計画の第2段階として、3年後の平成32年度に累積した新規増加分の赤字の解消を図るものとし、財政構造の黒字化(保険料率の引上げ)を図る。
- 4年後の平成33年度からは、計画の第3段階として、累積赤字の解消を図る計画を任意に定め、財政構造の黒字化(引上げ後の保険料率)を維持しつつ、平成36年度までに累積赤字の解消を図る。



赤字解消・削減計画の策定について(イメージ・未定稿)

平成27年度

平成28年度決算

平成29年度

平成30年度

4~5月

6月

10月

12月

1月

3月

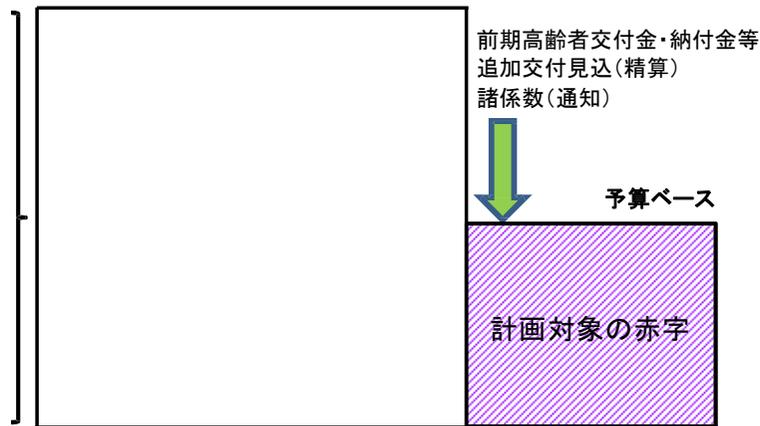


予算編成作業

計画策定
判定

諸係数
(告示)

決算ベースの赤字

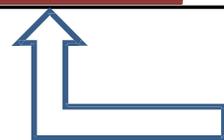


計画対象の赤字がない場合や平成30年度までにおいて確実に解消が見込まれる場合には、赤字解消・削減計画の策定は**不要**

- 計画の策定に当たっては、
 - (1) 厚生労働大臣告示が年度末になるため年末の諸係数を踏まえつつ、都道府県から示される国保事業費納付金額を勘案して計画対象赤字を予算ベースで推計
 - (2) 計画対象赤字の解消・削減をめざし、被保険者への激変が生じないような時間軸を置きつつ、実現可能な具体策を検討。



前年度繰上充用金



前年度繰上充用金